

平成31年度税の申告が始まります

平成31年度の市・県民税（国民健康保険税）の申告の受け付けが日程表のとおり始まります。今回の申告は、平成30年1月1日から12月31日までの1年間の所得および税額を算出・確定するものです。また、所得を申告することにより、各種行政サービスを受けたら、「所得証明書」などの発行が可能となります。

【申告期間・場所】

期間 平成31年
2月18日～3月15日
(土日を除く)
時間 9時～12時(午前)
13時～16時(午後)
場所 三好市役所2階会議室および各支所の会議室など

【申告が必要な人】

平成31年1月1日現在、三好市内に住み、平成30年中に次のいずれかに該当する人で、税務署に確定申告書を提出しない人は申告をしてください。

- ① 事業・農業・不動産などの所得があった人
- ② 給与所得や公的年金などの所得の人で、その所得以外の所得があった人
- ③ 給与所得や公的年金などの所得のみ人で、医療費控除などの所得控除を受けようとする人
- ④ 年末調整や公的年金などの扶養親族等申告書において、控除対象配偶者・扶養親族の有無や障害者・寡婦(寡夫)の有無



- ⑤ 遺族年金、障害年金などを受給している人
- ⑥ 市外に居住する人の扶養になつていない人

※収入がなくても、平成31年度の所得証明が必要となる人や、各種行政サービスを受ける際申告が必要となる場合があります。

【申告に必要なもの】

- ① 印鑑
 - ② 本人のマイナンバーを確認できるもの(通知カード・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書・マイナンバーカードのいずれか1つ)
 - ③ 本人確認書類(運転免許証など(マイナンバーカードを持参の人は不要です。))
 - ④ 税務署から送付された『平成30年分確定申告のお知らせ』(税務署よりハガキまたは封書が届いた人)
 - ⑤ 給与・年金などの源泉徴収票または支払報告書
 - ⑥ 収入内訳書(事業所得や農業所得、不動産所得のある人は、収支がわかる帳簿など)
 - ⑦ 証明書・領収書(生命保険料・個人年金保険料・地震保険料・長期損害保険料などの証明書や、社会保険料の支払証明書または領収書)
- ※社会保険料とは、国民健康

- ⑧ 所得税の還付申告をする人は、本人名義の口座番号が分かる資料(預貯金通帳など)
- ▼セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける場合(セルフメディケーション税制の明細書およびその年中において一定の取組を行ったことがわかる書類)
- ▼通常の医療費控除を受ける場合(医療費控除の明細書・医療費通知(原本)・ほか証明書類)
- ▼セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける場合(セルフメディケーション税制の明細書およびその年中において一定の取組を行ったことがわかる書類)

豪雨など災害による損害で控除を受けられる場合があります！

災害などにより生活用資産に損害を受けた場合、所得・損失額などに応じ、雑損控除を受けることができます。また、所得税

の確定申告では災害減免法による軽減免除と雑損控除いずれか有利な方法を適用できます。損害額の算出や罹災証明書などが必要となる場合もありますので、詳細は、税務課または税務署へお問い合わせください。

配偶者控除・配偶者特別控除で所得要件などの改正があります！

※詳しくは三好市および国税庁のホームページをご覧ください。

お問い合わせ先
三好市税務課
池田税務署
電話 72-7615
電話 72-2155



法人市民税法人税割の税率改正

平成28年度地方税法の一部改正により、平成31年10月1日以降に開始する事業年度から、法人市民税法人税割の税率が、下記のとおり引き下げられます。

三好市においてはこれまで標準税率を維持してきましたが、「三好市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を継続的に取り組むため、「超過税率2.4%」を加算することとなりました。ご理解、ご協力をお願い致します。

税率の改正▼ **9.7%** (現在)
↓ 法人税率の引き下げ
6.0%
↓ 超過税率2.4%を加算
8.4% (平成31年10月1日～)

超過税率とは▼

地方公共団体は、地方税法において、通常よるべき税率とされる標準税率が定められている税目について、財政上その他の必要があると認められるときは、標準税率を超えて課税することができます。(上限2.4%)

お問い合わせ先

三好市税務課 (☎ 72-7615)

平成31年度 住民税・国民健康保険税の申告日程表

受付日時	本 庁	三野支所	山城支所	井川支所	東祖谷支所	西祖谷支所	
18日(月)	午前	水木町・池田ニュータウン・供養地東・供養地西・町営ヤマダ	清水(南・中・北)	大和川・若山	正夫・大森・吹	和田・小島・佐野・高野	有瀬
	午後	島東・島西・島南					
19日(火)	午前	提宮下・新町東・新町中・新町西・南新町中・南新町北	清水(西の東・西の西・上野・ふるさと団地)	下川	倉石・松舟・大久保・下久保	釣井・今井	上吾橋・東山
	午後	南新町東・南新町西・親愛会・南新町ハヤシ・南新町南					
20日(水)	午前	南新町上町・北新町東・北新町西・新東町	加茂野宮(里東・里西)	大川持・岩戸引地・末貞・川口	知行・冬桜・岩坂・馬場・平	新居屋・元井・大西	下吾橋・南山
	午後	東町・本町・中町・谷町					
21日(木)	午前	鍛冶屋町・東中通二・杉尾通・西町東部・中通	加茂野宮(東王地・西王地・王地団地・ふるさと団地)	大月・政友	駒倉・下影野・野住・荒倉	若林・大枝	土日浦・榎
	午後	大通昭和・庚申町・西町本部・西町大通・栄町東部・栄町西部・柳川東・柳川西・高友		瀬貝・脇・柴川			
22日(金)	午前	銀座東・銀座中・銀座西・弥生	勢力(東・本地・中)	大谷・佐連・茂地・小川谷	向・井内坊・中津・吉木	下浦・京上・林	徳善・徳善北・徳善西
	午後	駅前北・駅前南・駅前西・矢塚町・西中通三					
25日(月)	午前	新地東部・新地大通・大通西・上野大通・大道	勢力(西・上野)	大野	馬路・西ノ浦・色原・北地	阿佐・麦生土	西岡・西岡向・東西岡
	午後	御幸町東・御幸町西・上野中大通・上野中部					
26日(火)	午前	丸山町北・丸山町南・丸山町中・丸山町西	芝生(門所・上東・上西)	信正	尾越・杉ノ木・段地・安田	櫻尾・小川・梅の峰・古味	後山・後山西・後山向
	午後	新山・新山第2・板野・イタノ団地					
27日(水)	午前	新生会・池南東2・池南東	芝生(中東・中西・栄町)	八千坊・黒川寺野・相川	旭町・浜東・浜西	下瀬・栗枝渡・奥ノ井	今久保・閑定・中尾
	午後	池南南・池南北・池南西					
28日(木)	午前	東部・東部第2・中部1・中部2・土用	芝生(東町・東新町・本町・仲町)	頼広・赤谷・平野・国政	新町・仲ノ町・本町	釜ヶ谷・中上・蔓原	善徳
	午後	西部第2・上ノ段・下ノ段・西部北・西部南・中津					

※午前は9:00～12:00、午後は13:00～16:00となります。 ※3月15日が予備日となっております。
※申告会場の混雑が予想されますので、可能な限り日程表の日時に申告会場で申告を行ってください。

受付日時	本 庁	三野支所	山城支所	井川支所	東祖谷支所	西祖谷支所	
1日(金)	午前	西山浜・落・舟原・中尾・下ノロウチ東・下ノロウチ西	芝生(西町・西新町・坂ノ上・若芝台)	重実	井関・向坂・流堂	九鬼・西山・久保全域	一字・田ノ内
	午後	只安・安広・洞草・入体・峯ノ久保・木屋床	中野・有宮・白川				
4日(月)	午前	本名上・本名下・五軒・黒川・宮石・大申下・大申上・出合・石内上・石内下・上尾後・下尾後	芝生(団地全域)・深淵	光兼・仏子	西新町西・西新町東	落合全域	尾井ノ内・戸ノ谷
	午後	大利空・大利西・大利八幡・大利込・京田・西谷・山貝・千足		尾又・栗山			
5日(火)	午前	中津川・北谷・南谷・小林・越替・大川南・大川北・正夫・影野・明瀬	太刀野(東川原全域)	大津・峯上西宇	中村・三椏尾	菅生・名頃	冥地・重末
	午後	高戸星・久保・中西南					
6日(水)	午前	川崎込・川崎空東・川崎空西	太刀野(谷東・中条・太刀野団地)	津屋・平	女法寺・吉本・北内		小祖谷・坂瀬・下名
	午後	中一・中二・漆川橋		平上			
7日(木)	午前	大田・久尾・宮平・国畑・梅ノ谷	太刀野(西の久保・原)	上名影・羽瀬	出ノ上・森		
	午後	北一・北二・北三		水無・内六			
8日(金)	午前	高毛・沼谷・大宗・有安・境谷	太刀野山(花園団地・花園全域)	赤野・柿野尾	近金・長尾・里川		
	午後	林・和田・宮・中央・中西・上		大川・下名団地			
11日(月)	午前	境宮・上浦・峯友・双子布・大泉	太刀野山(大屋敷・藤黒・大平・中屋東・中屋西・栗林)	日浦・下名影・南日浦	相知・相知台・西井川坊		
	午後	朝日・堂面・日の出・天神・宮ノ下					
12日(火)	午前	大和川・フコラベ・仙野・白地峰・数ノ上	太刀野山(川又東・川又西・田野々)		須賀・末・吉野川団地		
	午後	橋ノ谷・三好橋・城					
13日(水)	午前	馬場東・馬場中央・馬場西	太刀野山(土釜井の久保・馬瓶・東谷)・加茂野宮(滝奥)				
	午後	井ノ久保東・井ノ久保旭・井ノ久保栗野・井ノ久保上					
14日(木)	午前	ノロウチ下・ノロウチ中・ノロウチ上					
	午後	大西・中・栄・天神丁・北名・光陽台					



冬の道路の通行は、
出発前の準備をしっかりと！

四国の道路も、冬期は積雪や凍結によりスリップ事故や車の立ち往生が発生し、重大な事故・渋滞につながる可能性があります。
地震とは違い、降雪情報は事前に天気予報などで知ることが出来ます。お出かけ前の情報収集と冬用タイヤやチェーンの準備をお願いします。また降雪時には不要不急の外出を控えましょう。

▼四国の道路情報は、下記のホームページをご覧ください。

○道の相談室（24時間対応）

電話087-811-8460

○国土交通省四国地方整備局

道路部道路管理課

電話087-851-8061(代表)



冬の準備は
お済みですか？



『道路情報提供システム』
をご利用ください。

四国道路情報 検索

<http://www.skr.mlit.go.jp/road/info/index.html>



『四国地区道路情報』
をご利用ください。

四国道路情報 検索

道路に関する
様々な情報を
簡単に知ることが
できます。



道路に異状を見つけたら

道路緊急ダイヤル #9910

通話料無料
24時間受付



三好市管内凍結防止剤について

凍結防止剤を次の場所に保管しておきますので、必要な方は取りに来ていただきますようお願いいたします。なお、数量に限りがありますので、1自治会1回当たり10袋までとしております。

凍結防止剤をお持ち帰り際には、使用受付簿に記入をよろしくお願いたします。

【散布について】
凍結防止剤1袋で、幅員5mの道路なら約50mの散布が可能です。坂道は高い方に多めに散布していただくことで溶け出した液が下に流れ効果的です。

【お問い合わせ先】

三好市管理課

電話(☎)72-7681

兼)道の駅大歩危駐車場
西祖谷地区:西祖谷支所・二字バス停
東祖谷地区:東祖谷支所

【保管場所】

三野地区:三野支所

井川地区:井川支所

池田地区:市役所本庁・分庁舎

山城地区:岩戸農協選果場・上

名公民館・山口建工倉庫前(光



大雪時には、集中的に除雪作業を行うため
国道32号と国道192号の通行止めを行います！

平成26年12月に発生した豪雪に伴い愛媛・徳島を結ぶ国道192号の県境付近で大型車を含む大規模な立ち往生が発生したことから、立ち往生が発生する可能性がある峠部など勾配が急な区間を除雪優先区間として定め、大雪時に通行止めを実施し、効率的に除雪作業を行うことで立ち往生車両の発生を未然に防止します。

市内の道路でもこれからの時期、積雪や路面凍結が予測されるため冬用タイヤへの交換や



チェーン携行・早期装着など冬道(雪道)走行に備えた準備を万全にして頂くと共にお出かけ前には道路に関する情報収集をお願いします。
また、国土交通省徳島河川国道事務所では、冬期における安全な交通を確保するため、除雪などの作業を行う場合があり、ご迷惑をお掛けしますがご理解・ご協力の程よろしくお願いたします。

除雪優先区間

【国道32号】

▼香川県三豊市財田町財田上地先〜三好市池田町管蔵地先(延長13・4km)

▼三好市池田町白地地先〜高知県長岡郡大豊町高須地先(延長29・5km)

【国道192号】

▼愛媛県四国中央市川滝町下山地先〜三好市池田町白地地先(延長16・9km)

除雪優先区間のお問い合わせ先

○国土交通省徳島河川国道事務所

道路管理第一課

電話088-654-9621

○池田国道維持出張所

電話0883-721-2177

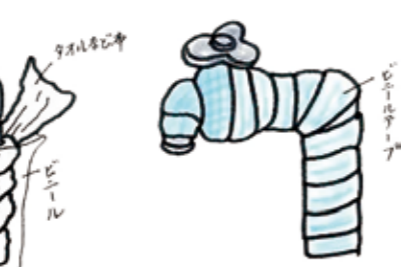
なお、道路状況がわかるカメラ映像などをインターネットで上記の通り提供していますので、ご利用ください。



水道凍結に備えましょう

平成30年2月8日、池田町の観測所で氷点下7℃を記録するなど、市内全域において記録的な低温となりました。

異常な低温が長時間続いた結果、ご家庭の屋外で給水管が露出している部分や、防寒対策をしていても長年雨風にさらされ劣化している部分が凍結破損し、その後の気温上昇にともない破損箇所から漏水が大量発生するなど多くの被害が報告されています。



今年の冬は平年並みの気温と予想されていますが、万全を期すため、各ご家庭で早めに給水管への防寒対策をお願いします。

【防寒の方法】

野外でむき出しになっている水道管には、保温材を余すことなく巻き、さらにビニールテープを巻くと効果的です。古い保温材は新しいものに取り換えて、管が見えないようにきちんと巻きなおしてください。



※作業は指定給水工事業者ににご相談ください。またボイラーなどへの配管は高温になる場所がございますので専門業者にご相談ください。

【凍結した場合】

自然に溶けるのを待ちましょう。熱湯などを急にかけると水道管やメーターが破損することがあります。

また朝凍結していて、蛇口を開けたまま外出したりするとお昼ごろに凍結箇所が溶け出して水が出たままになりますので、ご注意ください。

【破損した場合】

メーターボックスの中の止水栓を右にまわして水を止めるか、破損部分に布などを巻き、針金やヒモで固定してください。

※その後の作業は指定給水工事業者ににご相談ください。

【お問い合わせ先】

三好市水道課(電話72-7626)

申込期限
12月
28日

市営住宅入居者募集

入居を希望される方は必要書類をご持参の上、お申し込みください（郵送不可）

■ 公募抽選により入居決定する住宅

【申込期限：12月28日（金）17時】

住宅名	所在地	戸数	単身可	区分	築年度
三野芝生第二北団地A	芝生	1		公営	S54
三野芝生第二北団地B	芝生	1		公営	S54
三野花園団地	太刀野山	1		公営	S56
池田板野団地	イタノ	2		公営	S53
池田新山団地	シンヤマ	2		公営	S56
池田州津A団地	州津	2		公営	S54
池田白地団地	白地	3		公営	S55
池田中西A団地	中西	4	○	公営	S49
池田中西B団地	中西	1	○	公営	S48
池田中西C団地	中西	3	○	公営	S50
山城下名2号団地	下名	3		公営	S57
山城西宇1号団地	西宇	1		公営	H3
山城伊予川団地	信正	3		公営	H9

■ 随時入居（申し込み）ができる住宅

【申し込み先着順により入居決定】

住宅名	所在地	戸数	単身可	区分	築年度
井川中津団地	井内西	1	×	公営	H8
山城下名1号団地	下名	1	○	公営	S51
西祖谷一宇団地	一宇	8	○	公営	S60
西祖谷第2西岡団地	西岡	4	○	公営	H4
西祖谷榎団地	榎	3	○	特公	S53
西祖谷榎団地	榎	3	○	公営	S53
西祖谷秘境ふるさと団地	一宇	7	○	貸付	H13
東祖谷落合2号団地	落合	2	○	公営	S53

公=公営住宅 特=特定公共賃貸住宅 貸=貸付住宅
市営住宅募集情報は市ホームページにも掲載しています

■ お申し込みできる方

- ① 現在、同居か同居しようとする親族がある方
- ② 現に住宅に困っていることが明らかの方
- ③ 税金・水道・保育料等の公共料金を滞納していない方
- ④ 所得が所定の基準に該当する方
- ⑤ 申込者または同居親族が暴力団員でない方

■ 公営住宅の所得基準

入居世帯の所得合計が月額15万8千円以下であること。ただし次の場合は所得合計が月額21万4千円以下であれば入居可能です。

- ① 高齢者世帯（入居申込者が60歳以上で同居しようとする親族全員が18歳未満または60歳以上）
- ② 障害者世帯（入居者または同居者が、障害者・戦傷病者・被爆者・引揚者等）
- ③ 子育て世帯（同居者に義務教育就学中の子どもがいる世帯）

■ 特定公共賃貸住宅の所得基準

入居世帯の所得合計が月額15万8千円以上48万7千円以下（前記の所得基準に当てはまらない方でも入居可能な場合がありますので、お問い合わせください）

■ 貸付住宅の所得基準 入居世帯の所得基準なし

■ お申し込み・お問い合わせ先

池田地区	三好市管理課	（電話 72-7681）
三野地区	三野支所	（電話 77-4804）
井川地区	井川支所	（電話 78-5001）
山城地区	山城支所	（電話 86-1111）
西祖谷地区	西祖谷支所	（電話 87-2273）
東祖谷地区	東祖谷支所	（電話 88-2896）

今後予定されている主な事業

水道管路緊急改善事業

平成31年度	4,700万円
平成32年度	4,100万円
平成33年度	5,300万円
平成34年度	4,700万円
平成35年度	4,725万円

基幹改良事業

平成31年度	4,500万円
平成32年度	4,000万円
平成33年度	2,000万円

以上は補助金や交付金の対象となる事業となります。この他にも、管理システムの更新や老朽管の布設替えによる事業費が必要となります。

三好市水道課 ☎72-7626

水道事業においても様々な経営改善・経費削減に努めておりますが、「持続性」、「安全性」、そして「強靱性」を備えた水道事業経営を行っていくためには、市民の皆様にも負担をお願いいたします。

水道料金の改定に向けて

8回の審議会を開催し、今後の三好市水道事業のあり方や簡易水道事業等統合後の財源確保を見込んだ適正な料金体系等について審議を重ねました。審議会では、平成31年度から5年間の経営状況のシミュレーションを行うなどして「答申書」を作成し、平成30年10月17日に市長へ提出しました。

※三好市水道事業等経営審議会での会議録および答申書については、三好市水道課および各支所窓口にて見ていただくことができます。また、三好市ホームページでも見ていただくことができます。

（参考）旧上水道一般用料金	
1か月基本料金	
10 m ³ まで	1,728円
超過料金	
1 m ³ あたり	172.8円

※別途、量水器使用料が必要です。
※料金はすべて税込です。



水道料金の改定について

水道事業経営健全化の取り組みの一つとして料金改定を予定しております。これに関して市の考えをお知らせします。

水道事業の現状

三好市の水道事業は、平成18年3月1日の6町村による合併に伴い、上水道事業が1、簡易水道事業が17、飲料水供給施設事業が8、簡易給水施設が7と市全体で33事業を運営することになりました。平成19年に厚生労働省へ提出しました簡易水道事業等統合計画に基づき、平成29年度からは東祖谷地区を除く簡易水道事業と飲料水供給施設

設事業が上水道に経営統合されました。一部の水道事業については料金改定を実施してきましたが、ほとんどの水道料金は合併前の旧町村ごとの料金体系のまま運用してきております。

上水道事業の財政状況は、合併前の旧池田町時代より合わせて13期連続の赤字経営となっております。簡易水道事業と飲料水供給施設の経営統合により、平成29年度決算では純損失が1億9070万円と赤字額がさ

らに増加する結果となりました。

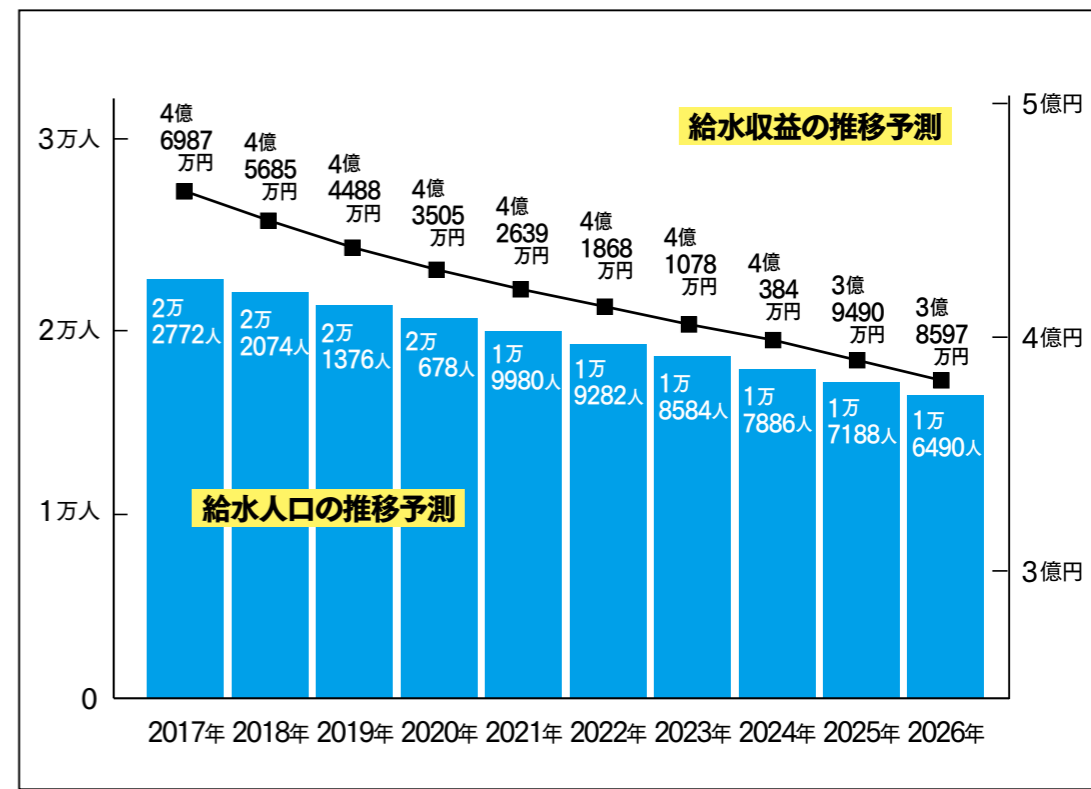
三好市水道事業等経営審議会の開催状況

ライフラインとしての水道事業の基本である安全な水の安定供給を継続するためには、財政基盤の健全化が必要不可欠であります。市では平成28年度に経営統合後10年間の水道事業の投

資・財政計画を含む経営戦略を策定しました。事業の見直しや効率化により経費削減に取り組むこととしたものの、給水人口の減少や節水機器の普及により水需要は

減少の一途をたどることから給水収益は減少する一方で、支出は簡易水道事業等の経営統合による地方債の償還や施設の耐震化・更新事業への投資額などが増加することから、料金改定を行わなければならない資金不足が見込まれる

結果となりました。これらのことから、三好市水道事業等の経営に関する事項について調査、審議するために設置された三好市水道事業等経営審議会に対して料金改定についての諮問をすることとしました。計



三好市職員給与公表

5. 特別職の報酬等の状況

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

区分	給料月額等
給料	市長 592,900 円 副市長 678,000 円 教 育 長 610,000 円
報酬	議長 394,000 円 副議長 347,000 円 議長 315,000 円
期末手当	市長 (29 年度支給割合) 3.30 月分 副市長 (29 年度支給割合) 3.25 月分
退職手当	市長 在職 1 月につき 43.50/100 副市長 在職 1 月につき 25.75/100 教 育 長 在職 1 月につき 20.00/100 ※ 任期満了時に支給

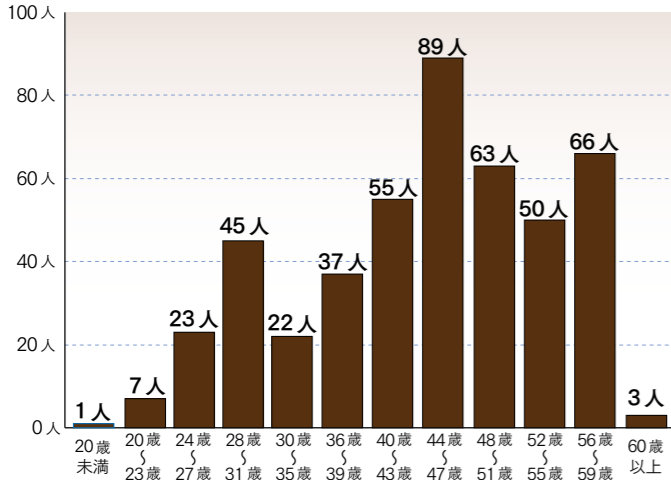
6. 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況 (各年 4 月 1 日現在)

部門	区分	職員数 (人)		対前年増減数
		平成 29 年	平成 30 年	
一般行政部門	議会	4	4	0
	総務企画	106	97	▲ 9
	税 務	22	22	0
	民生	120	118	▲ 2
	衛生	29	30	▲ 1
	農林水産	22	22	0
	商 工	19	16	▲ 3
	土 木	23	22	▲ 1
	小 計	345	331	▲ 14
	特別行政部門	教 育	49	45
小 計	49	45	▲ 4	
公 営 企業等 会計部門	病 院	63	62	▲ 1
	水 道	15	15	0
	そ の 他	9	8	▲ 1
	小 計	87	85	▲ 2
合 計		481	461	▲ 20
		[494]	[494]	[0]

1. 職員数は一般職に属する職員数である。
2. [] 内は、三好市職員定数条例の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)



4. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三好市	国
29 年度 1 人あたり平均支給額 1,589 千円	-
29 年度支給割合 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分	29 年度支給割合 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分
加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置	加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(2) 退職手当 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

	三好市		国	
	自己都合 (月分)	応募・定年 (月分)	自己都合 (月分)	応募・定年 (月分)
勤続 20 年	19.6695	24.586875	19.6695	24.586875
勤続 25 年	28.0395	33.27075	28.0395	33.27075
勤続 35 年	39.7575	47.709	39.7575	47.709
最高限度額	47.709	47.709	47.709	47.709
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算		定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	
一人当たり平均支給額	19,181 千円		-	

※ 退職手当の一人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職員に支給された平均額である。

(3) その他の手当 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容および支給単価
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給する。(1人当たり) 子 10,000 円 配偶者・孫・父母・祖父母 6,500 円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員。(限度額 27,000 円)
通勤手当	① 交通機関等を利用する職員 実費、1 か月当たり 55,000 円まで ② 自動車等を使用する職員 自動車等の使用距離が片道 2~59km 以上の場合、距離に応じて 1,800~31,800 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員の職のうち、その職務の特殊性に基づいて支給する。(一般行政職: 32,600~66,000 円)
特殊勤務手当	ケースワーカー業務手当 (5,000 円/月) 感染症防疫作業手当 (1,000 円/日) 精神保健移送業務手当 (5,000 円/日) 行旅死亡人取扱手当 (5,000 円/体) 葬祭作業手当 (2,000 円/回) 死獣処理作業手当 (500 円/匹) 看護師手当 (3,000 円/月) 医師の医務手当 (150,000~320,000 円/月) 危険手当 (3,000~4,500 円/月) 夜間看護手当 (2,500~3,000 円/回) 夜間介護手当 (2,300~2,500 円/回)
その他の手当	単身赴任手当、休日勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、初任給調整手当、夜間勤務手当

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給与月額等の状況

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.65 歳	338,043 円	366,396 円
技能労務職	51.45 歳	365,555 円	380,861 円
教 育 職	42.08 歳	307,738 円	316,192 円
医 療 職	39.13 歳	299,386 円	359,040 円

「平均給料月額」とは、30 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均であり、「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当などの諸手当の額を合計したものである。(期末勤勉手当・時間外勤務手当は含まない)

(2) 職員の初任給の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

区分	三好市	国	
		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	179,200 円	192,700 円
	高校卒	147,100 円	156,800 円
技能労務職	高校卒	147,100 円	156,800 円
	中学卒	-	-
教育職	大学卒	179,200 円	192,700 円
	短大卒	159,800 円	173,900 円
医療職	短大卒	179,200 円	195,800 円

(3) 国との給料月額の水準比較 (ラスパイレス指数の状況)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
一般行政職	97.3	98.3	98.2

※ ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す数値である。

3. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事又は技師等の職務	18 人	5.2%
2 級	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務	23 人	6.7%
3 級	主任の職務	29 人	8.4%
4 級	主査の職務	69 人	20.0%
5 級	[1] 主幹の職務 [2] 主任主査の職務	150 人	43.5%
6 級	課長の職務	46 人	13.3%
7 級	部長の職務	10 人	2.9%

1. 三好市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2. 技能労務職、教育職、医療職を除く。

三好市職員の給与等の状況をお知らせします



市職員の給与等の状況を市民の皆さまにお知らせします。職員の給与制度は国家公務員の給与制度に準じて市の条例によって定められています。

1. 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	29 年度末人口	歳出額 (A)	実質収支
29 年度	26,675 人	23,819,502 千円	528,382 千円
	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	28 年度の人件費率
	3,731,703 千円	15.67%	15.29%

普通会計決算とは、特別会計を除く会計の決算額で、人件費の中には一般職の職員給の他特別職の職員給、議会議員の報酬手当、各種委員の報酬、さらに共済組合負担金、退職手当組合負担金等も含む。

(2) 職員給与費の状況 (全会計決算)

区分	職員数 (A)	給与費	
		給料	職員手当
29 年度	481 人	1,904,505 千円	291,377 千円
		給与費	一人当たり給与費 (B/A)
		期末・勤勉手当 計 (B)	764,384 千円
			2,960,314 千円
			6,154 千円

※ 平成 29 年度における一般職 (臨時・再任用職員を除く。以下同じ) の給与費の決算状況で、職員手当には退職手当・児童手当を含まない。



2019年ゴールデンウィーク限定 「三好市元気なまちづくり奨励金」 企画提案募集

10連休となる見込みの2019年ゴールデンウィークに市外から人を呼び込み、賑やかに活気あふれる三好市を創る企画を募集します。採用になった場合、30万円を上限に費用の一部を助成します。今回の企画は、過去に「三好市元気なまちづくり奨励金」の交付を受けた団体も対象です。

元気な地域づくりにつながるキラリと輝くアイデアお待ちしています！

【対象団体】三好市内の市民活動団体やコミュニティ活動団体
【助成金額】1事業30万円まで
【申請方法】必要事項を記載したエントリーシートと必要書類を三好市地方創生推進課まで持参

【募集期間】平成30年12月10日（月）～平成31年1月11日（金）
※受付時間 土日・祝祭日を除く平日の9時～17時
（エントリーシートは地方創生推進課で直接受け取りになるか、市ホームページからダウンロードしてください。郵送も可能です）



【お問い合わせ・申請先】三好市地方創生推進課
〒778-8501 三好市池田町シンマチ1500番地2
電話 72-7607

※本事業は予算成立前の募集ですので、予算成立しなかった場合は事業自体が行われません。

集落支援員と地域おこし協力隊を募集します

集落支援員

集落巡回・訪問を通じ地区の「目配り」や地域団体との協議・話し合いの場づくり等、地域の皆様とともに集落の活力の維持向上を図るほか、集落の自立に向けた各種施策の推進による課題解決の支援など様々な取組みをしていただきます。

【募集人員】東祖谷、西祖谷山村、山城、池田、井川、各地区若干名
【募集対象】（抜粋）
①平成31年4月1日現在の年齢が70歳未満の方
②地域の実情に精通し、地域づくりへの関心の高い方
③心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方
④普通自動車免許を有している方
⑤一般的なパソコン操作ができる方（ワード、エクセル、メールなど）

地域おこし協力隊

都市地域等に住む人材を誘致し、その定住・定着を図り、地域力の維持・強化を目的としています。都市部在住で地域づくり活動

応募方法

募集要項記載の必要書類を、三好市地方創生推進課まで持参または郵送ください。
【募集期間】平成31年1月31日（木）午後5時必着
※詳細は、募集要項に記載しています。募集要項・応募書類は市ホームページからダウンロードするか、地方創生推進課でお受け取りください。



⑥デザイン、調理、外国語、動画編集、写真、その他特定の分野で秀でたスキルをお持ちの方
⑦普通自動車免許を有している方
【支援員・協力隊共通事項】
【雇用形態】市の嘱託職員として委嘱（週31時間勤務）
【任期】平成31年4月1日から1年間（更新により最長3年間）
【賞金】月額18万円（社会保険に加入、賞与・その他手当はなし）

20歳になったら国民年金

新成人のみなさんへ

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。国民年金は20歳以上、60歳未満の方が加入することが義務付けられています。20歳になったら忘れずに国民年金の加入の手続きをしましょう

【国民年金のポイント】

▽国が責任をもって運営していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。
▽老後のためだけではありません。
▽国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。
▽障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。
▽遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（子のある配偶者）や「子」が受け取れます。

【学生納付特例制度】

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

【納付猶予制度】

学生でない50歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。
※平成28年6月以前の期間は30歳未満であった期間が対象となります。
保険料を未納のまま放置すると、年金給付を受け取ることができない場合があります。また、保険料には学生納付特例制度、納付猶予制度の他、免除制度があります。

国民年金のご相談・お手続きは阿波半田年金事務所（☎08-831-6215350）または、三好市市民課（☎72-7611）までお問い合わせください。

叙勲受章

長年にわたる職務に対する功労や社会貢献をたたえる秋の叙勲などを受章されました3名をご紹介します。

秋の叙勲 旭日双光章



近藤 吉正さん
（井川町井内東）

昭和54年、旧井川町議会議員に当選以来、平成18年までの26年10か月にわたり在職し、町議会議長や副議長などの要職を歴任され、卓越した行動力で町政の推進に努め、地方自治の発展や住民福祉の向上に寄与されました。

秋の叙勲 瑞宝双光章

坂部 裕美さん
（池田町マチ）

昭和40年北島中学校教諭として赴任され、平成15年池田中学校長として退職されるまでの長きにわたり、子ども達の健全育成、英語教育の発展や教職員の指導など教育界に多大な貢献をされました。退職後も豊富な知識、技能、経験をいかして地域活動の発展に寄与されました。

高齢者叙勲 瑞宝双光章

小野 集さん
（池田町シンマチ）

昭和28年宍喰中学校教諭として赴任され、平成3年佐野小学校長として退職されるまでの長きにわたり、子ども達の健全育成や教職員の指導、また地域のよき指導者として地域に根ざした活動に取り組まれるなど、地域の教育に多大な貢献をされました。



※案内状が届いていない方でも、当日は参加できます。
※会場の都合上、ご家族の方の入場はできませんので、ご了承ください。式典は池田ケーブルで生中継する予定です。

三好市成人式のお知らせ

日時 平成31年1月3日（木）
午後1時開式（受付：正午～）
場所 三好市立 池田中学校体育館
対象者 平成10年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた方（市内中学校卒業名簿の記載者と三好市に住民登録している方には案内状をお送りしています）
お問い合わせ先 三好市教育委員会
生涯学習・スポーツ振興課（☎72-3900）

大阪をスタートして766日
日本を含む18か国・地球1周4万1000km
アイスマラソンの裏側すべて話します!!!

2019年
1月17日(木)
13:30~
入場無料
三好市三野体育館
三野町芝生 1293-30

2年1か月をかけて
がんと闘いながらも自らの足で
地球一周を成し遂げた間寛平が
生きる活力をお届けします!!

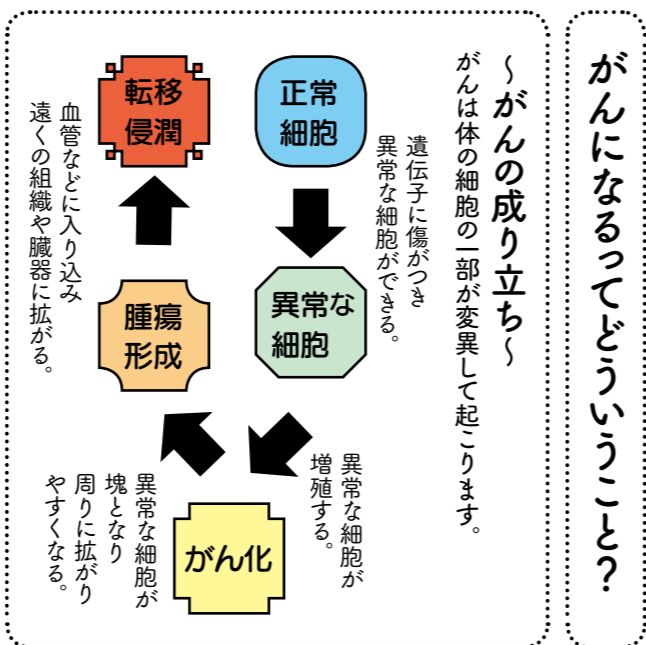


【主催】三好市・三好市教育委員会・三好市人権教育推進協議会 【共催】公益社団法人 池田法人会

お問い合わせ先
三好市教育委員会
生涯学習・スポーツ振興課 (☎ 72-3900)



私たちの大切な
地域医療を守るために



看護師、薬剤師等の医療職を含めるほか多職種が関わっています。患者さんのもつ疑問や心配事を担当医や看護師に伝えることがチーム医療を生かすことにつながります。
自分を見つめること
治療を前にして、またその過程で「今、自分はもうどうしたいだろう。何を大切にしたいか?」と自分に問いかけることで自分らしさを決めていきます。人生を見つめ直す時間を得られることでやりたいことも見えてくる、その力で治療に向き合う心も強くなります。

以上、ここではがんについて全体的なことを書くことはできません。詳しくは県立三好病院にご相談ください。また、県立三好病院では、今後も「生き生き講義」において、がんをテーマに講演を予定されています。これから家族

生き生き講座 in 三好病院

— 今後の予定 —

- 1月16日 緩和ケアって何?
- 1月31日 もしもの時に備え生きるを考える ~事前指示書 ACP を書いてみる~

開催時間 13:30 ~ 14:30
開催場所 三好病院 外来棟2階 多目的ホール

- ※事前申込は不要で入場は無料です。
- ※講師等の都合により内容が変更になる場合があります。
- ※出前講座の申し込みも引き続きお受けしています。

や地域の皆さんとともに、がんについて考え、患者さんを支えるまちづくりをしていきたいと思えます。

2014年の罹患数(全国合計値)が多いがん

	男性	女性	全体
1位	胃がん	乳がん	大腸がん
2位	肺がん	大腸がん	胃がん
3位	大腸がん	胃がん	肺がん
4位	前立腺がん	肺がん	乳がん
5位	肝臓がん	子宮がん	前立腺がん

資料：国立がん研究センター
地域がん登録全国合計によるがん罹患データより引用

国民の2人に1人は一生のうち1回はがんになると推計されており、がんは誰でも遭遇しうる病気と言えます。近年では、抗がん剤の研究や新規の治療薬も開発さ

10月28日、東みよし町加茂庁舎において県立三好病院による「県民公開講座」が開催されました。県立三好病院でのがんの治療法や緩和ケア、また元患者さんの体験談などが語られました。ここでは、住友正幸県立三好病院長はじめ当日出席された先生方からのお話の一部を報告いたします。

れてきて遺伝子検査や免疫染色検査を行い、その個人に、より適切な治療の選択肢が増えてきています。

県立三好病院 県民公開講座
「がんに向き合い自分らしく生きる」が開催されました。



三好病院のフルセットのがん医療

県立三好病院は「地域がん診療病院」として西部圏域のがん医療に取り組んでいます。新病棟開設に伴い、従来の「手術」「薬物療法」に加えて「放射線療法」と「緩和ケア」を提供しています。この4つを揃えて、1人の人間を全体として治療(全人的医療)しているということなのです。

がんに向き合い自分らしく生きるために
がんにならない生活を送る。偏った食生活、過度の飲酒や喫煙、運動不足等による生活習慣病は未然に防ぐことができます。またウイルスに負けない強い身体をつくることも大切です。

検診を受けましょう!
早期発見・早期治療で、治してしまう。早期発見できれば多くのがん種で90%以上の方が治ると言われています。

がんになってしまったら自分の病気を
知ることが大切です
がんは種類も多く、がん患者と違って同じ人生を送っている人はいないほど、人によって経過も様々な病気です。がん治療を考える上では、自分のがんの状態を知ることが大切です。自覚症状を主治医に的確に伝えて検査を受ける。そして検査結果を理解することで

がん患者サロン
参加者からのメッセージ
約2年前に大腸がんを患い手術を受け、退院後今までの間に8回の抗がん剤を受けながら自宅で生活を続けている元患者さんが自身の体験を語られました。
「闘病中は辛い思いをしたが今では薬草コーディネーターの資格を取り、地域では民生委員や神社総代もやっている。毎月第3木曜日に県立三好病院で開催されるがん患者サロンは、がんについての勉強会であり気持ちのラクになる会です。」と前向きに語られる姿が印象に残りました。

主治医と相談しながら治療法を選択します
がん治療には、手術治療、薬物治療、放射線治療、緩和ケア、この4つの分野があり、この中で2つ以上の治療法を組み合わせる場合もあります。
治療の選択は、がん細胞の型だけで決めるのではなく、患者さんの状態を総合的に判断して決定します。治療法について、少しでも不安に思う時には正直な気持ちを話してみよう。
積極的に緩和ケアをご利用ください
患者さんの生きる力を支えます
がんと診断されると患者さんは

身体的・精神的苦痛を経験されます。苦痛を和らげて、元の生活の場に戻り、必要時にはいつでも再入院できる体制をとり、住み慣れた自宅や施設での療養を支援しています。また、薬物治療や放射線治療で食欲が落ちたり、倦怠感のある患者へのケアなど、治療と並行して緩和ケアを行い再度治療に向かえる体制をとっています。緩和ケア病棟は、一時的避難所としてください。
チーム医療で患者さんを支えます
がん治療や療養には、医師、看